

第28号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第12号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別表10の2の項左欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料」に改め、同項第1号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項第2号中「第12条第1項」を「第30条第1項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

別表10の3の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定を受けようとする者	30,900円
--	---------

別表10の3の項に次の1号を加える。

(5) 法第32条第1項の規定に基づく指定調	24,800円
------------------------	---------

査機関の指定の更新を受けようとする者

別表22の項を次のように改める。

22 削除		
-------	--	--

別表61の項第2号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第3号中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別表64の2の項第1号ア中「、6,000円」を「6,000円、設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては16,000円」に改め、同号イ㉞中「、12,000円」を「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」に改め、同号イイ中「、21,000円」を「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」に改め、同号イウ中「、30,000円」を「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては166,000円」に改め、同号イエ中「、56,000円」を「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては285,000円」に改め、同号イ㉠中「、96,000円」を「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては438,000円」に改め、同号イカ中「、155,000円」を「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては784,000円」に改め、同号イキ中「、190,000円」を「190,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,069,000円」に改め、同号イク中「、203,000円」を「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,294,000円」に改め、同項第2号ア中「、3,000円」を「3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円」に改め、同号イ㉞中「、12,000円」を「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」に改め、同号イイ中「、21,000円」を「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」に改め、同号イウ中「、

30,000円」を「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては166,000円」に改め、同号イ(エ)中「、56,000円」を「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては285,000円」に改め、同号イ(オ)中「、96,000円」を「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては438,000円」に改め、同号イ(カ)中「、155,000円」を「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては784,000円」に改め、同号イ(キ)中「、190,000円」を「190,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては1,069,000円」に改め、同号イ(ク)中「、203,000円」を「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては1,294,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。